

1

令和 7 年 第 2 回

小野町農業委員会臨時会

令和 7 年 3 月 2 1 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (12 名)

1 番 矢 吹 高 徳	3 番 今 泉 隆 男	4 番 横 田 清 一	5 番 國 府 田 孝
6 番 羽 生 洋 市	7 番 佐 藤 秀 洋	8 番 先 崎 善 次	9 番 宗 像 智
10 番 渡 邊 佳 子	12 番 渡 邊 静 夫	16 番 先 崎 照 雄	19 番 石 井 一 三

不応招委員 (1 名)

2 番 吉 田 誠

令和7年第2回小野町農業委員会臨時会次第

議事日程

令和7年3月21日(金)午後2時00分

小野役場分庁舎 講堂

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

出席委員(12名)

1番 矢吹高徳	3番 今泉隆男
4番 横田清一	5番 國府田孝
6番 羽生洋市	7番 佐藤秀洋
8番 先崎善次	9番 宗像智
10番 渡邊佳子	12番 渡邊靜夫
16番 先崎照雄	19番 石井一三

欠席委員(1名)

2番 吉田 誠

事務局職員出席者

事務局長	鈴木 稔
事務局次長	二瓶 淳
主 事	宗像 翼

議	長	(宗像智) ただいまから令和7年小野町農業委員会第2回臨時会を開会いたします。
		開会 午後2時00分
議	長	(宗像智) 初めに、皆さん、こんにちは。 令和の米騒動もなかなか落ち着きを見せないうちにまた春の農作業の準備に入る時期となりました。今、JA等で呼びかけておりますように、何分にも農業者が高齢化していて、農作業等の事故等が増えておりますので、委員の皆様にも決して無理をしないで安全な農作業等に努めてほしいと思います。本日はよろしくお願いします。
議	長	(宗像智) では早速始めたいと思います。 ただいまの出席委員は9名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立いたしました。 なお、2番、吉田誠委員が所用により欠席する旨の届出がありました。 また、本日の本会議には4名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議日程は、さきに配付のとおりであります。 なお、本日開催されました第20回役員会におきまして協議した結果、会期は本日1日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第26号から27号までの2議案について、簡易採決とすることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智)

異議なしと認めます。

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

議 長 (宗像智)

議事録署名人の指名をいたします。本臨時会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、1番、矢吹高德委員、3番、今泉隆男委員を指名いたします。

議 長 (宗像智)

それでは、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局。

事務局 長 (鈴木稔)

議長。

議 長 (宗像智)

鈴木事務局長。

事務局 長 (鈴木稔)

事務局長。それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

受付1番、権利の種類及び設定・移転の別につきましては、所有権の移転でございます。土地の所在でございますが、
地目については、現況、公簿とも畑でございます。面積が459㎡、価格については、無償であります。譲渡人、

譲受人、

経営面積につきましては、議案書記載のとおりとなるものであります。

す。

令和7年3月21日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

それでは、受付1番について、私より説明いたしたいと思います。

受付1番について、譲渡人、[REDACTED] 譲受人、[REDACTED]

[REDACTED] 申請地につきましては、[REDACTED]
459㎡であります。

現地確認日、3月13日、10時15分より、立会人としまして、譲受人、[REDACTED] 農業委員会より私、宗像智と農地利用最適化推進委員より、石井一三さん、事務局より二瓶事務局次長と宗像主事が出席いたしました。

場所につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 譲りたいということがありました。

詳細につきましては、石井一三農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。

議

長

(宗像智)

石井一三委員。

1 9 番

(石井一三)

19番。先日、現地に確認ということで行ってきました。[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

この農業委員会のほうに提出されたわけなんです。

権利と種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。最終的には所有権が変わるということになります。もともとの昔から持っていた人がそこに譲って、そこにまた戻るみたいな感じの話をちょっと伺ったんですが、そういう感じになっています。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効率的利用について、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、農家が大きいのので、トラクター等を所有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について、第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯は年間150日以上農業に従事することが見込まれるために、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に関わる農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸に当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長 (宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。

事務局長 (鈴木稔)

議長。

議長 (宗像智)

鈴木事務局長。

事務局長 (鈴木稔)

事務局長。続きまして、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

受付1番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、賃借権でございます。土地の所在でございますが、

■ 地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積は630㎡であります。設定人、■ 被設定人、■ 形態につきましては、一時転用でございまして、用途、施設については、■ 申請の事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、受付2番、権利の種類及び権利の移転・設定の別につきましては、所有権移転でございます。農地の所在でございますが、■ 地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積は362㎡であります。譲渡人、■ 譲受人、■ 形態につきましては、転用でありまして、用途及び施設につきましては、一般住宅用の敷地となるものであります。申請事由については議案書記載のとおりでございます。

3ページをお開きをいただきたいと思います。

受付3番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、所有権移転であります。農地の所在でございますが、■ 地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積は1,502㎡でございます。譲渡人、■ 譲渡人、■ 形態につきましては、転用でございまして、用途及び施設につきましては、■ 申請の事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

その下、受付4番でございますが、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、所有権移転でございます。農地の所在でございますが、■ 地目につきましては、現況、公簿とも畑であります。面積が1,268㎡であります。譲渡人、■ 譲渡人が、■ 形態、用途、施設につきましては、

先ほどの受付3番と同じであります。申請事由も同様でございます。

めくっていただいて、4ページをお開きいただきたいと思います。

受付5番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、所有権移転でございます。農地の所在でありますが、

地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積が2,067㎡であります。譲渡人、

譲受人が、

であります。形態、用途及び施設につきましては、先ほどの2案件と同じでございます。申請の事由につきましても同様でございます。

令和7年3月21日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上であります。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。それでは、受付1番についての関係委員の説明を求めます。関係委員。

1 2 番 (渡邊静夫)

議長、12番。

議長 (宗像智)

12番、渡邊静夫委員。

1 2 番 (渡邊静夫)

現地確認、申請場所、申請理由、説明いたします。

5条、受付1番、設定人、被設定人、

申請地、630㎡です。

現地確認ですけれども、3月13日、水曜日、9時30分より、

農業委員、吉田誠さん、農地利用最適化推進委

員、渡邊静夫、事務局、二瓶事務局次長、宗像主事で行いました。

申請地の場所なんですけれども、

が申請地の場所
となります。

申請人、被設定人は、

今回の
申請に至りました。

詳細についても、私のほうから説明申し上げます。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、賃借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、敷地に鉄板を敷き養生いたします。農業用排水設備の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、排水設備上に鉄板を敷いて養生いたします。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、隣接する農地はないため、支障は及ぼしません。

農地区分については、申請地は周囲を山林に囲まれた生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断されることから、一時転用についての問題はないと考えられます。また、本申請地は3,000㎡以下であるため、町許可となります。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑、意見を求めます。

事務局長 (鈴木稔)

議長、すみません。

議長 (宗像智)

事務局長。

事務局長 (鈴木稔)

事務局長。恐れ入ります。ただいまご審議いただいております議案第27号のうち、議案書の訂正をお願いをしたいと思います。

先ほど、一応、採決いただいた26号なんですが、許可という形で採決を既に済ませてしまったわけであるわけでありましてけれども、議案書の1ページ、こちらの表示でございますが、[REDACTED] この番地の地は不要であります。[REDACTED] が登記簿謄本の表示でありますので、番地の中の地を削除いただきたいと思います。

それから、議案第27号の受付5番、これから今後審議をいただく部分でございますが、こちらについても同じ表記であります。[REDACTED] となっておりますが、[REDACTED] の誤りでありますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまのように、修正がありましたので、よろしく修正方、お願いします。

そのほか、質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

受付1番について採決いたします。お諮りします。本案について許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議	長	(宗像智)
		異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。
		次に、受付2番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。
6	番	(羽生洋市)
		議長、6番。
議	長	(宗像智)
		6番、羽生洋市委員。
6	番	(羽生洋市)
		6番。受付2番について説明いたします。
		譲渡人が[REDACTED] 譲受人が[REDACTED]
		ございます。申請地には、[REDACTED] 3
		62㎡でございます。
		現地確認は、3月12日、午前9時30分から行いました。立会者は、
		[REDACTED] 農業委員会からは私、羽生と農地利用最適化推進
		委員の先崎照雄委員、そして事務局から二瓶事務局長、それから宗像主
		事が立会いをしております。
		申請地ですけれども、[REDACTED]
		[REDACTED]
		[REDACTED]になります。
		それから、申請理由は、譲受人は、[REDACTED]
		[REDACTED] 今回の
		申請に至ったものであります。
		詳細につきましては、先崎農地利用最適化推進委員より説明を申し上げます。
議	長	(宗像智)
		16番、先崎照雄委員。

1 6 番

(先崎照雄)

16番。引き続き、私のほうから受付2番についてご説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。土砂の流出等の災害を防止するための措置については、造成工事及び土留め工事を完全に施工し、かつ敷地内を完全に転圧し、土砂流出を防止する。農業用排水設備の施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、取水は既設井戸から取水し、汚水、家庭雑排水は合併浄化槽で処理後、南側水路に排出します。雨水は自然浸透及びますで集めて南側水路へ排出します。周辺農地に関する営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の北側はもともと畑、東側は畑と法定外道路、南側は水路、西側は法定外道路になっております。

転用目的は、一般住宅の建築であり、農地に対する日照には支障を及ぼしません。また、転用による農地の分断、蚕食等は生じません。

農地区分については、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地区内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、転用は例外的に認められる集落接続事業に該当します。よって、転用に問題はないと考えます。また、この申請地は面積3,000㎡以下であるため、町許可となります。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいま説明のとおりであります。受付2番に対する質疑及び意見を求めます。質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

受付2番について採決いたします。お諮りします。本案について許可す

ることに異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、受付3番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。

8

番

(先崎善次)

議長、8番。

議

長

(宗像智)

先崎善次委員。

8

番

(先崎善次)

8番、受付3番について説明をいたします。

受付3番、譲渡人、[REDACTED] 譲受人、[REDACTED] 申請地、[REDACTED] 1,502㎡。

現地確認日、3月12日、午前9時半から、立会人、[REDACTED]
[REDACTED] 農業委員会農業委員、先崎善次、事務局、二瓶事務局次長、あと宗像主事で行いました。

申請地の場所は、[REDACTED]
[REDACTED] そこでございます。

申請理由は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 今回の申請に至りました。

詳細につきましても、私から引き続き説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。土砂の流出等の災害を防止するための措置については、のり面の緑化を図るほか、側溝埋設や排出勾配により、雨水が直接隣地に流入しないようにします。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、排水勾配を設け、既存側溝に排水します。また、施設外においても、一部の排水路を整備します。周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の東側、西側及び南側は道路であり、北側には農地はありますが、営農条件に支障を及ぼさないように十分注意を払い、影響のないようにします。

農地区分については、

第3種農地と判断されることから、転用については、問題がないと考えられます。また、本申請は、受付4番及び受付5番と内容に関連があり、合計の転用面積が3,000㎡以上であるため、県許可案件となります。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明であります。受付3番に対する質疑、意見を求めます。質疑、意見ございませんか。

「なし」の声あり

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

受付3番について採決いたします。

なお、本案は受付4番及び受付5番と申請内容に関係があり、合計転用面積が3,000㎡を超えることから、県許可案件であり、福島県農業会議から異議がない旨の回答を得た後、本委員会として許可相当である旨の意見書を付して福島県知事に進達することになります。それでは、お諮りします。本案について許可相当とすることにご異議ございませんか。

		「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智)
		異議なしと認めます。したがって、許可相当とすることに決しました。
		次に、受付4番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。
8	番	(先崎善次)
		8番。
議	長	(宗像智)
		8番、先崎善次委員。
8	番	(先崎善次)
		8番、受付4番について説明いたします。
		受付4番、譲渡人、 XXXXXXXXXX 譲受人、 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 申
		請地、 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 1, 268㎡。
		現地確認、3月12日、午前9時半、立会人、 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
		XXXXXXXXXXXX 農業委員、先崎善次、事務局、二瓶事務局次長、宗像主
		事で行いました。
		受付4番も3番と同じ場所でございます。理由も同じでございます。
		権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。土砂の流
		出等の災害を防止するための措置については、のり面の緑化を図るほか、
		側溝埋設後、配水勾配により、雨水が直接隣地へ流入しないようにしま
		す。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置につい
		ては、排水勾配を設け、既存側溝に排水します。また、敷地外において
		も、一部の排水路を整備します。周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさ
		ないための措置については、申請地の東側、西側、南側は道路であり、北
		側には農地がありますが、営農の条件に支障を及ぼさないように十分注意
		を払い、影響のないようにします。

農地区分については、

と判断されることから、転用については問題ないと考えられます。また、本申請は、受付3番及び5番と内容に関連があり、合計の転用面積が3,000㎡以上であるため、県許可案件となります。以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付4番に対する質疑、意見を求めます。質疑、意見ございませんか。

「なし」の声あり

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

受付4番について採決いたします。

なお、先ほど申したとおり、本案は受付3番及び受付5番と申請内容に関連があり、合計の転用面積が3,000㎡を超えることから、県許可案件であります。福島県農業会議からの異議がない旨の回答を得た後、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して福島県知事に進達することになります。それでは、お諮りします。本案について許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、許可相当とすることに決めます。

続きまして、次に、受付5番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。

8

番

(先崎善次)

議

長

8番。

(宗像智)

8番、先崎善次委員。

8

番

(先崎善次)

8番、受付5番について説明いたします。

受付5番、譲渡人、[REDACTED] 譲受人、[REDACTED] 申請地、[REDACTED] 2,067㎡。

現地確認、3月12日、9時30分、立会人、[REDACTED] 農業委員、先崎善次、事務局、二瓶事務局次長、宗像主事で行いました。

申請地、理由は受付3番も受付4番と同じでございます。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。土砂の流出等の災害を防止するための措置については、のり面の緑化を図るほか、側溝埋設後、配水勾配により、雨水が直接隣地へ流入しないようにします。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、排水勾配を設け、既存側溝に排水します。また、埋設外においても、一部の排水路を整備します。周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の東側、西側及び南側は道路であり、北側には農地がありますが、営農条件に支障を及ぼさないように、十分注意を払い、影響のないようにします。

農地区分については、申請地は[REDACTED]

と判断されることから、転用については問題ないと考えられます。また、本申請は、受付3番と4番と内容に関連があり、合計の転用面積が3,000㎡以上であるため、県許可案件となります。以上です。

議

長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付5番に対する質疑、意見を求

めます。質疑、意見ございませんか。

「なし」の声あり

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

受付5番について採決いたします。

なお、先ほど述べたとおり、本案は受付3番及び受付4番とも申請内容に関連があり、合計転用面積が3,000㎡を超えていることから、県許可案件であります。福島県農業会議から異議がない旨の回答を得た後、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して福島県知事に進達することになります。それでは、お諮りいたします。本案について許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可相当とすることに決しました。

議

長

(宗像智)

以上で、臨時会に附されました案件は全て終了いたしました。これをもって令和7年小野町農業委員会第2回臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後2時40分

小野町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和7年3月21日

小野町農業委員長

署名委員 1 番

署名委員 3 番

